

山口県立大学
動物実験を実施する施設における緊急時対応マニュアル

山口県立大学動物実験委員会
(平成27年4月9日)

このマニュアルは、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成25年環境省告示第80号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」に基づき、山口県立大学における動物実験施設等について、学生・教職員の安全確保、実験データの信頼性、研究の遂行、動物福祉、周辺環境の保全の観点から、緊急時の対応を適正に実施するために必要な事項を定める。

1. 動物実験施設利用者・施設管理者等対応マニュアル

1) 初期対応（人命、安全確保の優先）

災害発生時には、身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。

2) 飼育及び実験中の動物への対応

原則：災害発生時には動物が飼育室あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。

- ・実験中の小動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の対処をする。

- ・発火性・爆発性のある薬品については「山口県立大学毒物・劇物安全取扱マニュアル」に従う。

5) ガス・電気・水道・酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6) エレベーター使用中の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。

- ・脱出困難な場合は非常ボタンを押して係員に連絡する。

7) 飼育室／実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

8) 災害発生の通報

①平日勤務時間内

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。

- ・危機管理委員会事務局（総務管理部）に連絡し、館内放送する（放送ができない場合は、分担して各階に大声で知らせる。）。
- ※火災の場合は、最寄の火災報知器を押し、通報する。
- ・施設管理者等に連絡する。

②平日勤務時間外及び休日

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。
- ※火災の場合は、最寄の火災報知器を押し、通報する。
- ・大学警備員室に連絡する。
- ・施設管理者等に連絡する。

9) 動物実験施設外への脱出

- ・近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
- ・エレベーターは使用しない。

10) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、相互の安否確認を行い、実験動物管理者に報告する。

11) 状況報告

- ・後日、動物実験委員会に実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告する。

12) 災害後の動物の確認と安楽死

- ・建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、実験動物管理者に対処を相談する。
- ・災害の規模が大きく全動物を適正に維持することが困難と判断された場合、実験動物管理者と協議の上、研究者が実験用動物を安楽死する。

13) 災害後の機器の点検

- ・建物の安全確認後、機器を点検し、正常運転が不可能な場合は使用を中止する。

14) 復旧作業 4. 復旧マニュアルに従う。

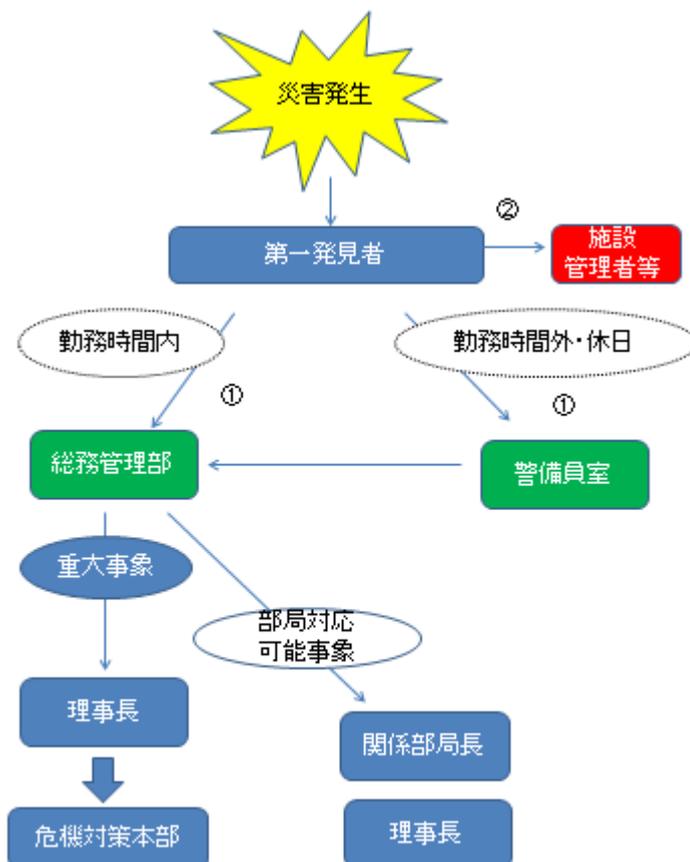
15) その他

- ・夜間動物実験施設を使用する場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
- ・危機管理対策本部が設置された場合には、適宜その指示に従う。

2. 緊急連絡網

実験動物施設緊急連絡網

1) 通報経路



2) 電話、メール等の連絡網

別紙のとおり

3. 学内及び学外への連絡体制

- 1) 学内の連絡体制は、本マニュアルおよび「危機管理マニュアル」に従う。
- 2) 実験動物の逸走、周辺環境汚染の恐れがある場合、必要に応じて山口県山口健康福祉センターに報告し協力を要請する。
- 3) 遺伝子組換え動物の逸走した場合、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課へ状況報告を行う。

4. 復旧マニュアル

1) 初期対応として上記1～3以外に行うこと

- ・利用者及び施設管理者等は、飼育施設内で逸走している実験動物がいる場合は、ケージに収容する。
- ・利用者及び施設管理者等は、飼育（飼養・保管）設備に異常がないかどうか、給餌、給水が行えるかどうか確認をする。
- ・利用者及び施設管理者等は、飼育飼料、飼育（飼養・保管）に必要な物品の確認と整理を行う。
- ・利用者及び施設管理者等は、清掃等に必要な衛生用水の確保が可能かどうか、動物屍体の保管が可能かどうか確認をする。

上記について検討・確認を行い、実験動物の飼育に支障がある場合は、飼育中の動物の安楽死処分について実験動物管理者が判断する。

2) 施設管理者等が災害発生から1週間以内に行うこと

- ・大学事務局との連携
 - ①状況報告
 - ②支援の要請
- ・公私立大学動物実験施設協議会、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課等への状況報告
- ・動物実験施設利用者への通知
施設の被害状況の概要と復旧・運営について協力要請を行う。また、やむを得ない場合には飼育動物の安楽死を依頼する。

3) 災害等からの復旧が長期化する場合

動物実験委員会は飼育管理体制の再構築を検討するとともに、他機関等との連絡・連携をとり、災害時以前から飼育していた実験動物の飼育再開について検討する。

4) マスコミや一般市民からの質問あるいは取材依頼等に対する対応

経営企画部を窓口とし、実験動物管理者および動物実験委員会委員長、動物実験責任者等と協議し、対応の仕方を決定する。

5. 緊急時への準備

- 1) 飼料、飲水、飼育機材の準備
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適切な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定

- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 安全保護具等の確認